

【新型コロナ・インフルエンザに関する重要なお知らせです。 報告形式が異なりますので必ず確認をしてください。】

【新型コロナの場合】

新型コロナに関する検査を、ご自身または同居家族などが受けた場合は『公欠対象』になります。

「検査を受けることが決まった時」「結果が出た時」にそれぞれ必ず下記 URL の Google フォームから報告をしてください。

また、結果報告時は公欠資料も一緒に提示をしてください。資料提示の無い場合は公欠にいたしかねます。

結果報告時に資料提示が難しい場合も、必ず先に Google フォームから状況報告をしていただき、資料の準備ができ次第メールまたは Google フォームよりご提示ください。

<https://forms.gle/mLCqQgwoNPtrYyNA>

以下、公欠に必要な書類となります。出来る限りまとめて写真に撮り Google フォームから報告してください。

* 写真がブレている、内容がはっきり確認できない場合などは、再提示になります。

* 画像を、トリミングしている場合や加工している場合は不可とします。

(1) 新型コロナ【陽性者】の公欠申請に必要な資料(①～⑥のいずれか1つ)

①医療機関で新型コロナ陽性と判断された場合(発生届対象外の方)

- ・ 医療機関から発行された「陽性者登録センター・窓口への登録用紙(※)」と「診察券」を一緒に写真を撮る
(※)自治体によって用紙が異なりますが、医療機関名など分かるページ全体を写真に撮ってください。
- ・ 受診先医療機関の「領収書」「診療明細書」(薬局ではなく医療機関の書類)と「診察券」を一緒に写真に撮る
- ・ 「PCR 検査や抗原検査の結果の記載があるもの」や「陽性者と分かる書類」と「診察券」を一緒に写真に撮る
- ・ 受診結果をお住まいの都道府県に陽性者登録を実施し、「陽性者登録完了メール」のスクリーンショット(氏名・受信日時・送信元などがわかるものが対象です。千葉県の場合は改めて指示を致します。)

* 陽性者の氏名と医療機関名が分かるように用紙・診察券を並べて写真を撮ってください。重ねないこと。

②検査キットを使って自宅で検査をし、陽性反応が出た場合

* 検査キットは【体外診断用医薬品】または【医療用】または【第1類医薬品】と記載のある(国の承認がおりている)検査キットのみ対象といたします。研究用・試薬用の検査キットは対象外となります。

新型コロナウイルスの抗原定性検査キットは国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください！

「研究用」と称して市販されている抗原定性検査キットは、国が承認した「体外診断用医薬品」ではなく、性能等が確認されたものではないことにご注意ください。

国が承認した医薬品を使いましょう！
※「研究用」は国が承認したものではありません。

国が承認した医療用医薬品又は一般用医薬品(OTC)の抗原定性検査キットは、

- 【体外診断用医薬品】又は【第1類医薬品】と表示されています。
- 取扱い薬局・薬店(インターネット含む)で薬剤師に相談して購入してください。

体外診断用医薬品
新型コロナウイルス抗原定性検査キット

研究用
新型コロナウイルス抗原定性検査キット

購入時に薬剤師から使い方の説明があります。
「医薬品」との表示はありません。(注)○×は承認の有無を示します。

(※1)「研究用」は健康フォローアップセンターでの登録等には使えません。
(※2)体外診断用医薬品によるセルフチェックを行った場合であっても診断にはなりませんので、留意してください。

キットを使用し、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、受診等が必要ですので、薬剤師からの情報に従ってください。

消費者庁 厚生労働省



左:検査キットについて
右:報告用写真イメージ

【写真撮影方法】

[1]陽性反応が出た検査キット本体に、陽性者氏名、検査を実施した日付を直接油性マジックで記載

[2]「氏名、検査実施日の記載がある検査キット」「検査キットの外袋・外箱」「学生証またはセキュリティカード」の3点を1枚に収める

③検査場・無料検査センターで検査(PCR 検査または抗原検査)を行い、コロナ陽性の結果が出た場合

- ・「結果が記載されているもの(書面、メール、web 結果など)」の写真またはスクリーンショット

④医療機関で新型コロナ陽性と判断された場合(発生届対象の方)

- ・My HER-SYS「療養証明書」のスクリーンショット
- ・(1) ①に該当する書類の写真(いずれか一つ)

⑤家庭内感染が拡大し、みなし陽性となった場合

- ・どのようにみなし陽性になったのか確認しますので、保健室までご連絡ください。
(保健室の連絡先は一番最後に記載しております。)

⑥その他の書類

- ・自治体 HP から請求できる「自宅療養証明書」や「就業制限通知書」など

【補足】

- *上記の書類やメール、SMS 等は、氏名や陽性結果、発症日時などが分かる公的な文書が対象です。
- *発行に別料金がかかる書類などの提示は新型コロナの場合は基本的には不要です(診断書など)。
- *隔離期間終了時に「陰性確認」の検査は不要です。

(2) 新型コロナ【濃厚接触者】の公欠申請に必要な資料

①同居者(家族や友人など)が陽性者になり、自分が濃厚接触者となっている場合

- ・上記「(1) 新型コロナ【陽性者】の公欠申請に必要な資料(①～⑥のいずれか1つ)」を参考に、陽性となった同居者の資料を準備し Google フォームから報告してください。
- ・ご自宅で陽性者が複数名生じた場合は、陽性者全員の資料が必要になります。準備のうえ Google フォームから報告してください。

*現在、濃厚接触者の自宅待機期間は 5 日間です。自治体の案内に沿って、検査キットで自主検査を 2 回実施し陰性になった場合でも、学校ではクラスター対策のため登校自粛期間を 5 日と定めています。

②同居していない家族、友人、親せき、アルバイト先など同居者以外で陽性者が出た場合

- ・Google フォームからの報告ではなく直接保健室まで必ずご連絡ください。
(保健室の連絡先は一番最後に記載しております。)

(3) 濃厚接触者からご自身が陽性者になった場合の公欠申請に必要な資料

濃厚接触者として自宅待機されていた期間の資料およびご自身が陽性者となった際の資料の両方が必要になります。上記(1)および(2)を参考に準備のうえ Google フォームから報告してください。

(4) ご自身や同居者の体調不良のため検査を実施し【陰性】だった場合の公欠申請に必要な資料

*ご自身に体調不良がある場合は、引き続き登校を控えて下さい。症状が継続・悪化する場合は医療機関受診などをお願い致します。

①医療機関や無料検査センターで検査を実施した場合

- ・受診先医療機関の「領収書」「診療明細書」(薬局ではなく医療機関の書類)と「診察券」を一緒に写真に撮る
- ・医療機関で実施した「PCR 検査や抗原検査の結果の記載があるもの」と「診察券」を一緒に写真に撮る
- ・「検査センターで実施した検査結果が記載されているもの(書面、メール、web 結果など)」の写真またはスクリーンショット

②体外診断用医薬品の検査キットを使用して自宅で検査をし、陰性反応の場合

*検査キットは【体外診断用医薬品】または【医療用】または【第 1 類医薬品】と記載のある(国の承認がおりて

いる)検査キットのみ対象といたします。研究用・試薬用の検査キットは対象外となります。

- ・陰性の検査キット**本体**に検査実施者氏名・検査実施日を直接油性マジックで記入し、「氏名、検査実施日 記入済の検査キット」「検査キットの外袋・外箱(国の承認がおりている証明が分かるように)」「学生証またはセキュリティーカード」の**3点を1枚に収めた写真**(上記(1)(2)にある写真を参考に撮影してください)。

【インフルエンザの場合】

ご自身がインフルエンザ陽性にならない限りは公欠対象外です。

- ・家族がインフルエンザになったとしても、ご自宅内で感染対策を取っていただけましたら登校など可能です。(インフルエンザの場合は濃厚接触者の規定がありません)。
 - ・インフルエンザの診断を受けることがあれば、出席停止明けに本校指定形式の「学校感染症罹患届」の提出が必要となりますので、発熱などで医療機関にかかる場合は予め「学校感染症罹患届」を印刷して持参して下さい。「学校感染症罹患届」は下記 URL からダウンロード可能な他、学園生活ガイド(P.58-59)に載っている見本もコピーしてご使用いただけるようになっています。<https://sites.google.com/jec.ac.jp/health/>
 - ・インフルエンザの診断を受けた場合は医師に「学校感染症罹患届」の記載を依頼してください。登校再開時に保健室(本館1階)に提出することで医師記載の出席停止期間が公欠になります。
 - ・受診時に「学校感染症罹患届」の印刷を忘れた場合は、後日改めて再受診し記載を依頼してください。
 - ・医療機関にて記載されていないと思われるもの、医師のサインや印鑑などが無い罹患届は無効になります。
 - ・市販されているインフルエンザ検査キットで陽性判定となった場合でも、キットの写真等では公欠を受け付けられません。必ず改めて医療機関を受診して検査実施後、「学校感染症罹患届」を記載してもらってください。
- *診断書等の発行は必要ありません。

【全体に関わる注意事項】

※公欠対応期間については、ご報告頂いた結果や情報をもとに保健室にて判断いたします。ご希望に沿いかねることもございますので、予めご了承ください。

※検温アプリ「LEBER」から得られる情報も公欠対応期間の判断材料にしています。LEBERの入力が無い場合は公欠対応いたしかねる場合もございますので、必ず毎日入力をしてください。(未入力の場合は、毎朝7時と9時に必ずLEBERから通知があります。携帯でアプリの通知設定をOFFにしている方はONにして毎日入力できるようにして下さい。通知設定の操作が分からない方は保健室まで来室してください。)

※ルームシェアをしている人や直近で食事をとった人・泊りがけで接触のあった人などが検査した場合・陽性になった場合なども、接触状況によっては公欠対象となります。対象になるかどうか分からない場合は、保健室まで必ず直接お問い合わせください。

※資料不備の場合は公欠対応をいたしかねます。保健室から「提示いただいた書類で公欠申請を受け付けます」と連絡が入るまでは、全ての書類を捨てずにお手元に保管してください。場合によっては、保健室まで書類等を持参して頂くことがありますので、予めご了承ください。

※上記のどれにも当てはまらない場合・どうしてもいかならない場合は、必ず保健室へ連絡をしてください。土日でもメールは確認しております。またメールで連絡する場合は、担任の先生のメールアドレスをCCに入れるようにして下さい。平日であれば、電話対応も可能です。

※発熱して医療機関を受診する場合は必ず「学校感染症罹患届」を持参して、インフルエンザ陽性の場合は必要事項を医療機関に記入してもらってください。新型コロナの場合は「学校感染症罹患届」の記載は不要です。

保健室

[場所] 日本電子専門学校 本館1階 / 在室時間: 平日9時 - 17時

[電話] 03-3363-7761(代表) (平日9時 - 17時)

[メール] health@jec.ac.jp